

令和 7 年度
飯能市地域密着型サービス事業者公募要領
(令和 8 年度整備事業)

令和 7 年 8 月
飯能市福祉部介護福祉課

目次

1	公募の趣旨等	1
2	公募内容	1
3	公募のスケジュール等	2
4	応募資格	3
5	応募要件	3
6	補助金	4
7	審査及び選定	4
8	選定後の指定申請	5
9	留意事項	5
10	問合せ先	6

1 公募の趣旨等

(1) 公募の趣旨

本市では、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画第9期計画（令和6年度～令和8年度）（以下「事業計画」という。）に基づき、地域密着型サービスの整備に取り組むこととしています。

整備に際しては、公正な手続の下、質の高いサービスを提供できる事業者を選定するため、公募により事業者を選定することとします。

(2) 基本的な考え方

市は、事業計画に基づき、その指定に向けて、広く事業者を公募し、選定を行うものです。

事業者は、介護保険法ほか関係法令、公募要領等を十分理解した上で、自らの責任において運営計画及び施設（用地含む）整備計画を作成、応募し、選定された事業者は、自ら施設整備、運営等を行うものです。

また、市は、選定事業者の施設整備等に対し、「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」（以下、「県補助金」という。）を活用し、補助（県補助金の採択前提）することとします。

2 公募内容

サービス種別	整備数	整備地域(日常生活圏域)
夜間対応型訪問介護	1事業所	市内全域(地域指定なし)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)	1施設	
認知症対応型通所介護	1事業所	

※ 各サービスの基本方針、運営基準等は、介護保険法ほか関係法令、飯能市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び飯能市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づくものとします。

3 公募のスケジュール等

(1) 全体スケジュール

期間	内容
令和7年 8月20日(水)～9月24日(水)	公募要領等の公表・配布、ホームページ掲載
8月20日(水)～9月24日(水)	事前相談・質問の受付期間
8月20日(水)～10月1日(水)	参加表明書の受付期間 ※公募申込みをする場合は必ず参加表明書を提出してください。
8月27日(水)～10月8日(水)	提出書類の受付期間
10月9日(木)～10月22日(水)	書類審査（要件等の確認）
11月上旬	ヒアリングの実施（飯能市地域密着型サービス整備事業者選定委員会）・審査
11月下旬	附属機関への諮問等
12月上旬	事業者の選定（通知・公表）

※各日程（期間）については、土・日曜日、祝日を除きます。

(2) 公募要領等の配布期間（8月20日（水）～9月24日（水））

①配布方法

飯能市役所本庁舎 1階介護福祉課窓口又は市ホームページ

②窓口配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 事前相談・質問の受付期間（8月20日（水）～9月24日（水））

①受付方法

介護福祉課窓口、電話、メールにて受付（来庁の場合は、要事前予約）

②質問への回答

随時回答

(4) 参加表明書の受付期間（8月20日（水）～10月1日（水））

①受付場所

介護福祉課窓口にて受付

②受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（参加表明書と提出書類を同時に提出する場合は要事前予約）

(5) 提出書類の受付期間（8 月 27 日（水）～10 月 8 日（水））

①受付場所

介護福祉課窓口にて受付

②受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（要事前予約）

③提出書類

別紙「地域密着型サービス事業者公募申請書類一覧表」に記載の書類一式について、正本 1 部、副本 8 部を提出

※添付書類等に不備があった場合は受け付けられません。

④提出方法

A4 判ファイル（フラットファイル、チューブファイル）等を用いて提出書類一覧に記載の順に以下の事項に従い提出

- ・表紙と背表紙にサービス種別、申請者名を記載すること。
- ・縦型左綴じとすること。
- ・原則両面印刷とすること。構成上一部片面印刷可

4 応募資格

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の 2 から第 12 号まで及び第 115 条の 12 第 2 項第 4 号の 2 から第 12 号までに該当しないこと。
- (3) 公募開始日現在、介護保険サービス事業を運営しており、かつ、1 年以上の実績があること。
- (4) 公募締切日において会社更生法、民事再生法等による手続をしている法人ではないこと。
- (5) 過去 3 年の間に所管庁の監査等において法人運営・施設運営等に関して重大な指摘を受けていないこと。
- (6) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 飯能市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 応募要件

- (1) 期間内に参加表明書を提出していること。
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに整備・開設する計画

であること。

- (3) 指定申請までに介護保険法上の指定基準を満たし、開設予定日までに開設することが確実に見込まれる計画であること。なお、応募申込み以降の計画変更は、軽微な変更を除き認められません。
- (4) 介護予防があるサービスは介護予防の指定も併せて受けること。
- (5) 施設の整備に際しては、都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法令に基づく調整を行うこと。
- (6) 計画地に抵当権（根抵当権を含む）が設定されている場合は、抹消が確実にあること。また、整備予定の土地又は建物が賃貸借である場合は、事業継続に支障のない十分な賃貸借契約期間を有していること又は確実に使用できる見込みであること。また、自己所有の土地及び建物であっても事業継続のため確実に使用できる見込みであること。

6 補助金

本市では県補助金（夜間対応型訪問介護を除く。）（飯能市による間接補助）を活用した施設等整備に係る補助を検討しています。補助金の申請・活用を検討している場合は資金計画に補助金を見込み作成してください。ただし、埼玉県補助対象として採択されない場合がありますので、補助金が交付されない場合等も想定し資金計画等を作成してください。

また、県補助金を活用する場合、埼玉県の補助スケジュールや契約手続、財産処分などに関し、一定の要件等（補助金の返還なども含む）に基づき実施することとなりますので、十分な確認、協議をお願いします。

なお、埼玉県及び飯能市の予算の範囲内となるほか、不交付となる場合など、本市の公募による事業者選定をもって補助金交付が決定されるものではないことを、あらかじめご了承ください。

※災害レッドゾーン（都市計画法第 33 条第 1 項第 8 号により開発行為が禁止されている区域）及び災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域）において、介護施設等の新規整備を行う場合は原則補助対象となりません。

7 審査及び選定

(1) 審査の方法

選定に際して、書類による資格審査（応募資格、応募要件の確認及び審査）と内容審査を行います。

内容審査は、飯能市地域密着型サービス整備事業者選定委員会により、申請内容及びヒアリング内容に基づき総合評価を行います。

(2) 選定の流れ

飯能市地域密着型サービス整備事業者選定委員会による審査結果に基づき、附属機関（飯能市地域包括支援センター運営等協議会）への諮問を経て、市長による最終選定を行い、決定後速やかに結果をお知らせします。

審査の結果、適正な事業運営が見込まれない場合は、事業者を選定しない場合もあります。また、選定された事業者が辞退した場合、次点となった者を選定する場合があります。

選定結果は、応募書類を受理した事業者に対し文書で通知するほか、事業予定者の名称をホームページで公表します。

(3) 審査基準について

審査基準の主な着眼点は以下のとおりです。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・ 応募理由 | ・ 法人運営の理念や経営理念 |
| ・ 運営実績と新たな取組 | ・ 法令等の理解・遵守 |
| ・ 地域密着型サービス事業の運営方針 | ・ 地域との連携 |
| ・ 人材確保の取組 | ・ 運営管理 |
| ・ 利用者対応 | ・ 事業計画 |

8 選定後の指定申請

施設整備等開設準備後、事業者指定申請が必要となります。関係法令のほか、飯能市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、飯能市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び飯能市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する規則等を十分に確認して、開設予定日の前々月末日までに提出してください。

なお、選定された事業予定者であっても、指定申請の際に法令等に定める要件を満たせない場合は指定することはできません。

9 留意事項

- ・ 自己の責任と費用負担で計画を策定してください。
- ・ 応募に係る資料作成等の費用は応募者の負担とします。
- ・ 事業計画の中止や事業予定者として決定されなかったことによる一切の損害等について市は責任を負いません。
- ・ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・ 審査に必要な場合、提案書を複製します。（審査の用以外には使用しません。）
- ・ 応募書類に虚偽その他不正があった場合、決定を取り消す場合があります。

- ・ 選定された場合、辞退しないようにお願いします。
- ・ 選定後の権利の譲渡は認めません。
- ・ 審査に関する個別の得点は開示しません。

10 問合せ先

飯能市福祉部介護福祉課認定・給付担当

電 話 042-973-2118

FAX 042-973-2120

メール kaigo@city.hanno.lg.jp